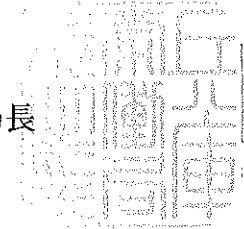




兵労発基 0725 第 1 号
令和 5 年 7 月 25 日

一般社団法人兵庫県電業協会会長 殿

兵庫労働局長



建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の変更について

平素より労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 8 条第 6 項の規定に基づき策定される標記基本計画については、今般、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化や関係施策の推進成果等を踏まえ、令和 5 年 6 月 13 日付けの閣議決定により、別添 1 のとおり変更されました。

今後は、当該変更後の基本計画に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を推進していくこととしています。

貴団体におかれましては、本通知について会員等に周知していただくとともに、引き続き建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に向けた一層の取組と、関連施策へのご協力をお願い申し上げます。